

日本学生支援機構奨学生の皆様 これからの手続き一覧

1. 現在、奨学金を貸与中・給付中の全学生

《 令和2年4月からも
引き続き貸与・給付を希望 》

継続手続き

- ①入力に必要な書類の受領
(配付日は掲示にて確認)
- ②スカラネットPSにて「継続」
で入力する。

《 令和2年4月からは
貸与・給付は希望しない 》

辞退手続き

- ①入力に必要な書類の受領
(配付日は掲示にて確認)
- ②スカラネットPSより「辞退」
で入力する。

《現在 停止中》

復活したい

すでに渡し済の
書類を2/21までに
提出

やめたい

経済支援窓口へ

《現在 休止中》

復活したい

経済支援窓口へ

やめたい

経済支援窓口へ

2. 令和2年3月31日までに貸与が終了する全学生

既にお渡ししています、①「貸与奨学金返還確認票」②「返還のてびき」③「奨学金返還リレー口座加入手続き等について」④「スカラネット・パーソナルによる「在学猶予願」の提出方法について」を熟読の上、ご自身で必要な手続きを進めてください。

卒業後は、変更等の手続きについては全て日本学生支援機構と直接連絡を取ってください。

3. 平成31年4月1日～令和2年3月31日の期間に第一種奨学金の貸与が終了する大学院生

「2019年度特に優れた業績による返還免除」の申請を受け付けます。

申請書配布期間：令和元年12月中旬～令和2年1月中旬

詳しくは『貸与奨学金返還確認票』を配付時に一緒にお渡しした資料を確認してください。

日本学生支援機構の奨学金を受けている学生は必ずどこかに該当します。自分がすべき手続きを把握し、自己責任、期限厳守で手続きを行いましょう。どうしても分からないときは、経済支援窓口へ問い合わせをしてください。

学生支援部 学生生活課経済支援担当

【連絡先】TEL 学部生：096-342-2129 大学院生：096-342-2125